

「学びたい」という意欲を応援します

市では、一層の向学心向上を奨励し、就学環境を整備することなどを目的に、平成27年4月以降に進学・進級する希望者に対し、奨学金を貸し付けます。

市育英資金 浅野兄妹奨学資金

【校種】国内の高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程および専門課程に限る)、短期大学、大学(大学院を除く)
 【貸付月額】表のとおり
 【貸付期間】正規の修業期間内
 【連帯保証人】2人(1人は家族で可、もう1人は別生計で独立生計者)



区分	貸付月額	
	自宅通学	自宅通学以外
高等学校	1万円以内	3万円以内
高等専門学校	4万円以内	5万円以内
専修学校	4万円以内	5万円以内
短期大学	4万円以内	5万円以内
大学	4万円以内	5万円以内

【貸し付け方法】年2回以内、奨学生名義の口座に振り込みます。
 【返還方法】無利子、据え置き6カ月、10年以内均等返還年賦、半年賦、月賦の中から選択、奨学生名義の口座から引き落とし
 【応募資格】次の全ての条件が当てはまること。
 ▼人物Ⅱ市内に在住し、生計

の基礎が市内にあり、心身ともに健康な人
 ▼学力Ⅱ最終学年の直近の成績が学年評定3.5以上、または成績順位が上位50%以内に入っていること(スポーツ、芸術などの卓越者、または特に向学心旺盛で学校長が推薦する場合はこれも考慮する)
 ▼家計Ⅱ経済的理由により修学が困難な人

上杉奨学金

【校種】大学
 【貸付月額】50万円以内
 【貸付期間】▼医学部、獣医学部などⅡ6年以内▼それ以外Ⅱ4年以内
 【連帯保証人】1人
 【貸し付け方法】年1回、奨学生名義の口座に振り込みます。
 【返還方法】無利子、据え置き3年以内、10年以内均等返還年賦、半年賦、月賦の中から選択、奨学生名義の口座から引き落とし

【応募資格】市内に在住し学資の支弁が著しく困難な人

共通事項

【募集人数】各奨学金とも予算の範囲内
 【募集期間】7月1日(火)～9月5日(金)
 ※受け付けは、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
 【奨学資金の貸与および返還】
 ▼市育英資金および浅野兄妹奨学資金、上杉奨学金の重複応募はできません。
 ▼日本学生支援機構など、他の機関が運営する奨学資金を借りている、または借りることが決定している(見込みを含む)場合は貸与できません。
 ▼卒業、進学先、就職先を条件とした返還免除制度はありません。
 ▼不登校、または奨学生として適当でないと認められたときは、奨学金は途中で廃止し返還していただきます。

【採用方法】奨学生選考委員会にて審査し、市教育委員会にて決定します(平成26年10月開催予定)。

【応募書類】①奨学生願書(様式第1号)②学校長推薦書(様式第2号)③健康診断書(任意様式。学校発行のもので可)④住民票謄本(世帯全員のもの)⑤本籍記載のもの⑥平成25年度納税証明書(世帯全員分および連帯保証人分)⑦平成25年中の世帯全員の収入が分かる書類※所得控除の記載がある所得証明書確定申告書または住民税申告書の写し、事業収入などがある場合は収支内訳書の写し、給与収入のみの場合は源泉徴収票の写しでも可)
 ※①と②は市ホームページからダウンロードできます。

【申し込み・問い合わせ】
 教育委員会教育総務課(総務係)
 ☎0220(34)2670
 または教育委員会各教育事務所

市議会では 市民の皆さんとの 意見交換会を開催します

4日間 21会場

市議会では、議会の報告と市民の皆さんからご意見を伺う「意見交換会」を市内21会場で開催します。今回は議会の活動報告に加え、「子育て支援・公共施設のあり方について」というテーマで意見交換をします。



どなたでも、どちらの会場でも参加できます。気軽においでになり、ご意見をお聞かせください。

【問い合わせ】

議会事務局 ☎0220(22)1913

日時	会場
7月15日(火) 午後7時～8時30分	森公民館
	米谷公民館
	石森ふれあいセンター
	西郷公民館
7月16日(水) 午後7時～8時30分	米山農村環境改善センター
	錦織公民館
	石越公民館
	南方公民館
7月23日(水) 午後2時～3時30分	宝江ふれあいセンター
	南方老人福祉センター
	新田公民館
	登米公民館
7月23日(水) 午後7時～8時30分	北方公民館
	米川公民館
	中津山公民館
	豊里多目的研修センター
7月24日(木) 午後7時～8時30分	津山公民館
	迫公民館
	上沼ふれあいセンター
	浅水ふれあいセンター
	吉田公民館

新 更 され ます

後期高齢者医療被保険者証 国民健康保険高齢受給者証

有効期限は 7月31日まで

75歳以上および65歳以上で障害認定を受けている人に交付している「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日までで、8月以降は使用できなくなります。
 新しい被保険者証は、7月下旬に簡易書留で郵送します。

※有効期限の切れた被保険者証は、8月になりましたら破棄してください。また、8月以降に医療機関などで受診する際は、新しい被保険者証をご使用ください。

被保険者証の裏面について

被保険者証の裏面には、臓器提供に関する意思表示欄が設けられていますので、ご活用ください。

新しい受給者証は 簡易書留で郵送します

70歳から74歳までの人(後期高齢者医療被保険者は除く)に交付している「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限も7月31日までとなります。

います。

新しい受給者証は、後期高齢者医療被保険者証と同様に7月下旬に簡易書留で郵送します。

※有効期限の切れた受給者証は、8月になりましたら破棄してください。

一部負担金の割合について

高齢受給者証には、医療機関などを受診した際に支払う「一部負担金の割合」が記載されています。一定以上の所得がある人は3割負担、それ以外の人は2割(昭和19年4月1日までに生まれた人は1割負担)となります。

受領した際は 確認してください

受給者証を受け取ったら、記載内容に誤りがないかを確認してください。なお、社会保険などの国保以外の保険に加入された場合は、国保資格の喪失届が必要となります。お近くの総合支所で手続きしてください。

【問い合わせ】市民生活部
 国保年金課
 ☎0220(58)2166

臨時福祉給付金の 申請はお済みですか？

市では6月中旬に臨時福祉給付金のお知らせを配布しています。同封しているチェックシートを確認し、申請忘れのないようにお願いします。

【問い合わせ】臨時福祉給付金専用ダイヤル
 ☎0120(294)115

●臨時福祉給付金を騙った詐欺にご注意ください

▼市職員などがATM(銀行、コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません▼ATMを自分で操作し、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません▼市職員などが、臨時福祉給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません

【問い合わせ】

▼佐沼警察署
 ☎0220(22)2121
 ▼登米警察署
 ☎0220(52)2121
 または警察相談電話
 #9110